

メディカル革新研究助成金交付要綱

一般財団法人イシダメディカル財団

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人イシダメディカル財団（以下「財団」という。）が、大学（短大・専門学校等）の研究者を対象に、新たな医療機器や看護業務の改善につながる革新的な医療技術に関する研究開発の助成を行い、医療分野における新技術・新産業の創出を図るため、メディカル革新研究助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、前年度に本助成金の交付を受けた者、及び前々年度に本助成金の交付を受けた者で助成事業の実施期間中にある者は除く。

- (1) 市内に設置されている大学（短大・専門学校等を含む。）の研究者（市内で研究している研究者に限る。）
- (2) 過去5年以内に、京都市及び公益財団法人京都高度技術研究所が実施している「京都発革新的医療技術研究開発助成事業」において採択を受けた者

(助成事業の実施期間)

第3条 助成事業の実施期間は、交付決定日から翌々年2月末日までとする。ただし、財団が認めた場合は、1年間に限り期間を延長することができる。

(助成金の対象経費)

第4条 助成金は、別表1に掲げる経費のうち、財団が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。ただし、飲食費、遊興、娯楽に要する費用、接待に支出される費用及び助成金の使途として社会通念上、不適切と判断される経費は対象としない。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条に定める経費の額以内の額で、次の各号に掲げるもののうち、いずれか低い額とする。

- (1) 助成対象経費の全額
- (2) 直接経費の上限200万円。ただし、間接経費を含む場合は、合計額の上限260万円。

(交付の申請)

第6条 申請は、メディカル革新研究助成金交付申請書（第1号様式）によって、別に定める期間に行わなければならない。

(交付の決定等)

第7条 財団は、別に定める申請期間終了後、70日以内に、内容を審査のうえ、助成金の交付の決定をするものとする。

2 助成金の交付を決定したときは、メディカル革新研究助成金交付決定通知書（第2号様

式)により通知するものとする。

(助成金の支払)

第8条 財団は、前条により助成金の交付の決定をしたときは、第5条に定める助成金の額の全部を、助成事業を実施する者(以下「助成事業者」という。)の所属する大学に概算払いにより支払うものとする。

2 助成金の支払は、助成事業者の所属する大学からの請求に基づき、当該助成事業者が指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により行う。

(計画変更の承認)

第9条 助成事業者が、助成事業の内容又は経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ財団の承認を受けなければならない。

2 軽微な変更は、費用区分間の50%以内の増減を行う場合とする。

3 助成事業者が、助成事業の変更等に係る財団の承認申請を行う場合は、メディカル革新研究助成金に係る助成事業計画変更等(変更・中止・廃止)承認申請書(第3号様式)によって行うものとする。

4 財団は、前項の承認申請書を受理したときは、内容を審査のうえ、その承認又は不承認を決定し、メディカル革新研究助成金に係る計画変更承認及び変更交付決定通知書(第4号様式)又は計画変更不承認通知書(第5号様式)を助成事業者あてに送付するものとする。

(助成事業遅延等の報告)

第10条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しないとき、又は助成事業の遂行が困難となったときは、速やかに財団に報告し、その指示を受けなければならない。

2 助成事業者は、助成事業遅延等の報告を行う場合は、メディカル革新研究助成金に係る助成事業遅延等報告書(第6号様式)を提出するものとする。

(助成事業等の遂行)

第11条 助成事業者は、助成事業の一部を委託する者等に対し、助成金の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもって当該事業を行わせ、助成金を他の用途へ使用することのないようにさせなければならない。

(報告、検査及び指示)

第12条 財団は、必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 助成事業者は、財団から前項による報告の指示があった場合、遂行状況についてメディカル革新研究助成金に係る助成事業遂行状況報告書(第7号様式)を提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 実績報告は、メディカル革新研究助成金に係る助成事業実績報告書(第8号様式)を事業の完了日若しくは事業の廃止承認日のいずれかの日から7日以内に、財団に提出しなければならない。

(助成金の額の確定および経費精算)

第14条 財団は、前条の規定による報告を受け、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定したときは、メディカル革新研究助成金に係る助成金交付額確定通知書(第9号様式)により通知するものとする。

- 2 財団は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、その額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を通知するものとする。
- 3 前項による助成金の返還期限は、当該通知のなされた日から30日以内とし、期限内に返還がなされない場合は、未返還額に対して、その未返還に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(助成金の交付取消等)

第15条 財団は、助成事業者が第4条に定める経費以外の使途に助成金を使用したとき、助成事業に不正行為(ねつ造、改ざん、盗用等)が認められたとき、その他社会通念上不適切な行為が認められたときは、助成金の交付決定の全部、または一部を取消し、又は変更することができる。また、当該助成事業者について、一定期間、助成対象者から除外することができる。

(財産の管理)

第16条 助成事業者は、当該助成事業による取得財産等について、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(補則)

第17条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、財団代表理事が定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

助成対象経費	
経費区分	費用区分
直接経費	設備・備品費、材料・消耗品費、労務費・謝金、旅費・交通費、その他費用(レンタル・リース代、設備使用料、通信運搬費、資料購入費、検索費、外注費、調査費、委託費等)
間接経費	大学等の規程に基づく間接部門に納める費用

注1) 直接経費として支出できない経費は以下の経費とする。

- ・研究者(共同研究者を含む)の人件費
- ・官公庁へ支払う出願料・手数料等(特許出願等)
- ・研究者(共同研究者を含む)以外の者に関わる経費(旅費等)
- ・建物等施設の建設・改築、不動産取得に関する経費
- ・研究開発期間中に発生した事故、災害の処理のための経費
- ・主たる研究開発課題の解決方法そのものを外注又は委託する経費
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの(スマートフォン、パソコン、プリンター、記録媒体等)の購入費(研究開発内容に真に必要なものであり、相応の理由があるものについては補助対象とする)
- ・その他、当該研究開発の実施に関連のない費用

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）

一般財団法人 イシダメディカル財団

申請者 所在地 〒

名 称（大学名等）

代表者名

メディカル革新研究助成金交付申請書

メディカル革新研究助成金交付要綱に基づき、助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

テーマ： _____

分類番号： ※別紙（第1号様式）参照

1 申請者の概要

（フリガナ） 研究責任者名		
生 年 月 日		年 月 日
所 属		
役 職		
連 絡 先	住 所	〒
	電 話 番 号	— —
	F A X	— —
	E - m a i l	
	U R L	
共 同 研 究 者		
経 歴		（研究実績等を記入してください。）

2 助成対象経費の内訳

費 目		内 訳	金額 (千円)
直 接 経 費	設 備 ・ 備 品 費 (直 接 経 費 の) (5 0 % 以 下) (上 限 : 1 0 0 0 千 円)		
	材 料 ・ 消 耗 品 費		
	労 務 費 ・ 謝 金		
	旅 費 ・ 交 通 費		
	そ の 他 費 用		
間 接 経 費 (直 接 経 費 の) (3 0 % 以 下) (上 限 : 6 0 0 千 円)			
合 計			

※間接費に関しては、事前に大学等ご所属組織の関連規定のご確認をお願いいたします

3 申請テーマに関する申請者の実績

論文発表の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
---------	--	--

特許出願の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
---------	--	--

4 申請テーマの概要

- (1) 申請テーマの概要を300文字以内で要約し、御記入ください。

(背景・現状、助成事業における目標などを簡潔に記載)

- (2) 申請テーマの研究開発計画を300文字以内で要約し、御記入ください。

(研究開発計画を研究の流れが分かるように記載)

5 申請テーマの詳細

- (1) 研究開発計画

(今回の助成期間内における研究開発内容、「京都発革新的医療技術研究助成事業」からの進捗・スケジュール、想定される問題点について具体的に記載。図の貼り付け可。)

(2) 新規性及び優位性

(3) 研究開発終了後の実用化に向けた計画

(4) 波及効果

(市場規模の拡大、シェアの獲得、雇用創出などについて想定される効果を記載)

(5) 改良ポイント

(「京都発革新的医療技術研究助成事業」より前進、改良、修正等した点を記載)

※提出の際は PDF に変換してください。(5MB・9 ページ程度)

別紙（第1号様式）

分類一覧

助成事業申請書の分類記載欄について、以下からどちらか選択して御記入ください。

分類	（最も関連の深いものを1つ選んでください）
1	医療機器・システム開発（アプリ含む）
2	看護・介護・リハビリ・ヘルスケア
3	健康・医療データ

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

様

（一財）イシダメディカル財団
（担当 ）

メディカル革新研究助成金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請がありました上記の助成金については、メディカル革新研究助成金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

1 テーマ

2 交付金額 円

3 交付の条件

- (1) 助成金は、上記テーマ以外に支出してはいけません。
- (2) 本通知を受領後、当財団宛てに上記交付金額に対する請求書の発行をお願いします。
- (3) 研究開発終了後は、事業の完了日、若しくは事業の廃止承認日のいずれかの日から、7日以内に別紙様式の実績報告書を提出してください。
- (4) 上記各号に違反した場合は、助成金を減額し、又は取り消すことがあります。
- (5) 実績報告に基づき助成金の額を確定した場合において、その額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金を当財団に返金していただくこととなります。

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）

一般財団法人 イシダメディカル財団 御中

申請者 所在地 〒

名 称（大学名等）

代表者名

メディカル革新研究助成金に係る助成事業計画変更等（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日付けで交付決定の通知があった上記の助成事業を下記のとおり
変更 中止 廃止 したいので、メディカル革新研究助成金交付要綱第9条の規定
に基づき、承認を申請します。

記

1 テーマ

2 変更（変更・中止・廃止）の理由

3 変更（変更・中止・廃止）の内容

注 該当する□を■に変更願います。

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

様

（一財）イシダメディカル財団
（担当 ）」

メディカル革新研究助成金に係る計画変更承認及び変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったことについては、メディカル革新研究助成金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり変更を承認し、交付することを決定したので通知します。

記

1 交付予定金額 金 円（変更前：金 円）

2 交付の条件

- (1) 助成金は、交付申請書のテーマ以外に支出してはいけません。
- (2) 本通知を受領後、当財団宛てに上記交付金額に対する請求書の発行をお願いします。
- (3) 研究開発終了後は、事業の完了日若しくは事業の廃止承認日のいずれかの日から7日以内に別紙様式の実績報告書を提出してください。
- (4) 上記各号に違反した場合は、助成金を減額し、又は取り消すことがあります。
- (5) 実績報告に基づき助成金の額を確定した場合において、その額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金を当財団に返金していただくこととなります。

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

様

（一財）イシダメディカル財団
（担当 ）

メディカル革新研究助成金に係る計画変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあったことについては、メディカル革新研究助成金交付要綱第9条第4項の規定に基づき不承認と決定したので通知します。

（不承認の理由）

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）

一般財団法人 イシダメディカル財団 御中

報告者 所在地 〒

名 称（大学名等）

代表者名

メディカル革新研究助成金に係る助成事業遅延等報告書

年 月 日付けで交付決定の通知があった上記の助成事業に係る遅延等について、メディカル革新研究助成金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 テーマ
- 2 助成事業の進捗状況
- 3 遅延等の内容及び原因
- 4 助成事業の遂行及び完了予定日

第7号様式（第12条関係）

年 月 日

（宛先）

一般財団法人 イシダメディカル財団 御中

報告者 所在地 〒

名 称（大学名等）

代表者名

メディカル革新研究助成金に係る助成事業遂行状況報告書

年 月 日付けで交付決定の通知があった上記の助成事業の遂行状況について、
メディカル革新研究助成金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告し
ます。

記

1 助成事業の遂行状況（※準備進捗状況等の具体的内容を記載すること。）

--

2 助成対象経費の使用状況

--

※証拠書類を添付してください。

第8号様式（第13条関係）

年 月 日

（宛先）

一般財団法人 イシダメディカル財団 御中

報告者 所在地 〒

名 称（大学名等）

代表者名

メディカル革新研究助成金に係る助成事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定の通知があった上記の助成事業を 年
月 日付けで 完了 廃止 しましたので、メディカル革新研究助成金交付要
綱第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおりその実績を報告します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 助成対象経費 金 円
- 3 助成事業完了日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 実績報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 支出明細書
 - (4) 支払明細書類（領収書写等）

注 該当する□を■に変更願います。

実績報告書

助成事業者名	
テーマ	
事業の内容	(事業期間) 年 月～ 年 月
	(事業の概要)
(事業の成果、課題や今後の方向性等)	
備考	

収支決算書

収 入

単位：円

科 目	金 額
助成金	

支 出

単位：円

費用区分	内 訳	金 額	支払明細書類番号
支 出 合 計			

第9号様式（第14条関係）

年 月 日

様

（一財）イシダメディカル財団
（担当 ）

メディカル革新研究助成金に係る助成金交付額確定通知書

年 月 日付けで交付決定した上記の助成金については、下記のとおり助成交付額を確定しましたので、助成金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、通知します。

記

1 テーマ

2 助成金交付額 円